



前払金と
月々の
ご利用料金

■前払いプラン(家賃の一部を一括で前払いする方式／85歳以上の方の場合)

プラン	居室タイプ (30室)	前払金 (非課税)	月額利用料合計 (税込)	家賃相当額 (非課税)	管理費 (税込)	食費 (税込)
前払いプラン	20.15㎡ } 21.02㎡	420万円	220,096円	58,500円	82,462円	79,134円

ご入居時に際し家賃相当額の一部を一括で前払いいただき、月々のお支払いを抑えるプランです。

- 前 払 金：「想定居住期間(72ヶ月分)の家賃相当額の一部」です。
- 償 却：入居日に前払金のうち「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する金額(前払金の28%)」を償却し、残りの額は6年(72ヶ月)で償却されます。
- 追 加 費 用：入居日より6年(72ヶ月)経過以後に前払金の追加費用は発生いたしません。
- 前払金の返金：入居契約締結後に契約を解除する場合は入居契約書に基づき前払金を返金いたします。入居日より3ヶ月以内に契約解除の申し出をされた場合、前払金は入居期間に応じた施設利用料を差し引いた額を返金いたします。

■月払いプラン(家賃を毎月払う方式)

プラン	居室タイプ (30室)	月額利用料合計 (税込)	家賃相当額 (非課税)	管理費 (税込)	食費 (税込)
月払いプラン	20.15㎡ } 21.02㎡	278,426円	116,830円	82,462円	79,134円

ご入居期間中は、家賃相当額を含めた月額利用料をお支払いいただくプランとなり、ご入居の際の前払金はございません。家賃方式でのお支払いにより、ご入居時のご負担を抑えるプランです。

- 月払いプランはご入居日より6年(72ヶ月)を境に、前払いプランよりお支払い累計額が大きくなります。
- ご入居後に「前払いプラン」への変更が可能です。
- ※85歳未満の方は、上記の前払金及び償却期間が異なりますので別途ご相談ください。
- ※居室タイプは裏面をご覧ください。
- ※管理費は共用部分の設備維持、水道光熱費、事務費、管理部門に係る人件費等の経費から算定しています。
- ※上記の食費は30日／月の場合です。月日数により異なります。
- ※食費につきましては、端数処理の関係上、請求金額と差が生じることがあります。
- ※有料老人ホームにおける食費(飲食料品の提供の対価)に係る消費税については、1食690円以下、1日累計額2,070円に達するまでは、軽減税率(8%)の対象となります。
- ※3日前までに欠食の届出があった場合は食事ごとに返金いたします。
- ※食費の内訳は食材費、厨房管理費とし、欠食の場合は食材費を返金します。

管理費に含まれるサービス

- 【健康管理】健康相談、健康管理
- 【治療への協力】通院往診手配・紹介、入退院手配・紹介、手続き代行、緊急時対応等
- 【支 援】適時における巡回等
- 【食 事】1日3食(ダイニング)
- 【生活相談・助言】個人的な心配事・悩みの相談、財産管理などの専門家紹介
- 【生 活】新聞・宅配・郵便などの取次ぎ・保管・手渡し、鍵保管・配車手配、クリーニング取次ぎ、居室管理、内外部情報、各種状況報告など
- 買物 1回／週(指定日)
- 【レクリエーション】文化活動、イベント・親睦会などの企画運営

食費に含まれるサービス

献立・栄養管理、調理配膳等、食事サービス全般

その他の費用

居室電気代・居室水道代(月額)
居室電気代は一律4,180円(税込)、居室水道代は一律1,100円(税込)を別途ご請求させていただきます。

有料の各種生活支援サービス
管理規程の別表「サービス一覧表」をご覧ください。

その他条件について

身元保証人の条件

原則として身元保証人1名を定める。身元保証人は事業者に対し、入居契約から生じる一切の責務を保証する。身元保証人は契約解除の際に入居者の身柄を引き取る。

ホームによる契約解除

【事業者の契約解除】(第35条) 1、事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。(1)入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき。(2)第30条に定める前払金または内金を事業者の定める支払期日までに支払わなかったとき。(3)第31条に定める月額費用、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかったとき。(4)建物・付帯設備・敷地を故意または重大な過失により滅失、毀損、汚損したとき。(5)2か月を超える長期の不在・外泊により、復帰の目的がたたず本契約を継続する意思がないものと事業者が認めたとき。(6)入居者の心身の状態が著しく悪化し、継続的に医療行為が必要となり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれに対応することができないとき(かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする)。(7)入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき(かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする)。(8)第6条または第25条第1項、第3項、第4項の規定その他本契約の規定に違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。(9)その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できないような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき。2、前項の場合、事業者は、通告に先立ち、入居者(入居者に弁明の能力がない場合は身元保証人)に対し弁明の機会を設けるものとする。事業者は、入居者の移転先の有無等について確認し、移転先がない場合には、入居者、身元保証人、入居者の家族等の関係者と協議し、移転先の確保にできる限り協力し、解除日および居室を明け渡す期日の決定において配慮するよう努めるものとする。3、事業者は、入居者または身元保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告・手続きを要さず、直ちに本契約を解除することができる。(1)第11条に反する事実が判明したとき、または、反していると事業者が合理的に判断したとき。(2)第25条第2項各号に掲げる行為を行ったとき。4、事業者は、本条第1項または第3項に基づき本契約を解除した場合、入居者または身元保証人に損害が生じても、何らこれを賠償する責任を負わない。

入居(契約)者による契約解除

入居(契約)者による契約の解除は、入居者の意思を確認し、身元保証人の意見を聴いた上で、30日以上予告期間をおき、契約解除届の提出により手続きをする。

居室変更

【事業者からの申し出による移り住み】(第22条) 1、事業者は、入居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となる介護サービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の居室を変更する必要があると判断する場合には、居室を変更できるものとする。なお、変更前後の居室の月額費用が異なる場合は、入居者および身元保証人の同意を得た上で、月額費用を変更することがある。2、事業者は、前項により居室を変更する場合は、次の各号に掲げるすべての手続きを行うものとする。(1)協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。(2)緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。(3)入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。(4)入居者および身元保証人の同意を得る。(5)変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。3、本条により居室を変更する場合、第40条第2項の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。

【入居者または身元保証人からの申し出による移り住み】(第23条) 1、入居者および身元保証人は、事業者に対し、居室の変更を請求することができる。事業者は、これに応じる義務は負わないが、入居者および身元保証人の希望、本ホームおよび事業者が運営する他の有料老人ホームにおける空室の状況、他の入居希望者の状況等を踏まえ、可能な限りかかる請求に応じるものとし、入居者および身元保証人と協議の上、変更先の居室を決定するものとする。2、本ホーム内の変更については、変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結するものとする。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。3、事業者が運営する他ホームへの変更については、事業者の計算するところにより精算をし、退去手続きの上、再度変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結するものとする。4、前第2項および第3項の場合は、第40条第2項の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。

※有料老人ホーム入居契約書から抜粋・または要約して記載しています。参照先の条文内容および、その他入居に關しての条件等は各ホームの担当者にお問い合わせください。

SOMPOケア ラヴィーレ岸和田

- ☐類 型／住宅型有料老人ホーム
- ☐表 示 事 項／居住の権利形態…利用権方式
利用料の支払い方式…選択方式(前払い方式・月払い方式)
入居時の条件…65歳以上の方で共同生活の営める自立、要支援・要介護の方
一般居室区分…全室個室

〈ホーム概要〉

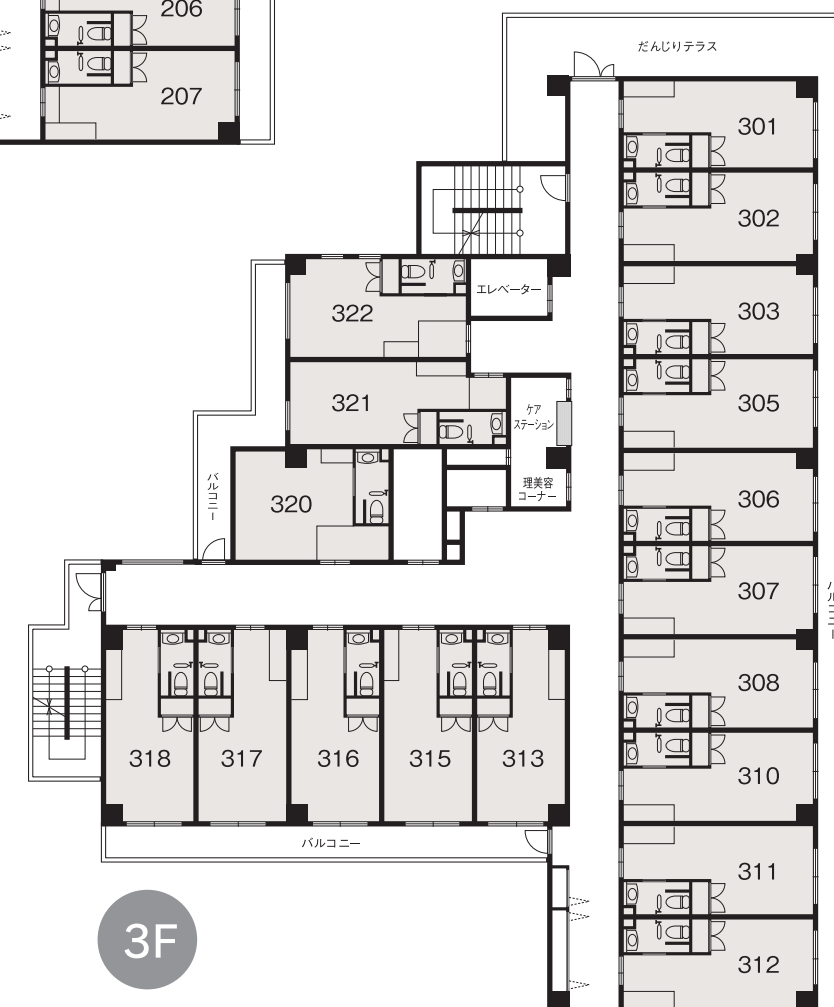
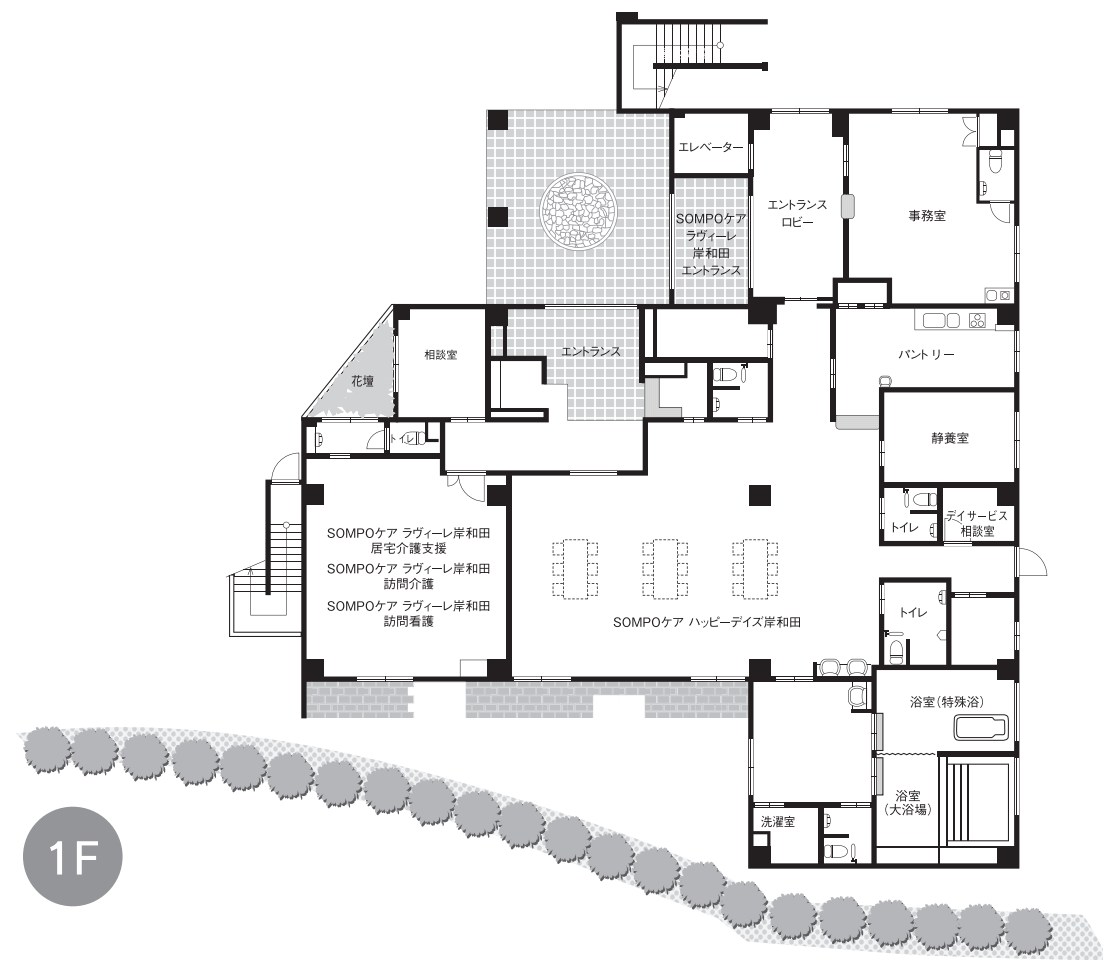
- ☐事 業 主 体／SOMPOケア株式会社
- ☐所 在 地／〒596-0003大阪府岸和田市中井町2-12-4
TEL.072-440-1811 FAX.072-440-1812
- ☐開 設 年 月 日／平成17年10月1日
- ☐構 造 規 模／鉄筋コンクリート造地上3階建
- ☐土地建物の権利関係／建物賃貸借契約 平成17年10月より20年間(以降5年毎の更新あり)
- ☐面 積／敷地面積:1,070.77㎡ 延床面積:1,518.27㎡
- ☐居 室 概 要／居室総数30室、定員数30名、全室個室…20.15㎡～21.02㎡
(エアコン、照明器具、トイレ、洗面台、クローゼット、流し台、電気調理器、電話ジャック、TV端子)
- ☐共用施設・設備／エントランスロビー、事務室、浴室、洗濯室、理美容コーナー、ダイニング(食堂)、トイレ、
ケアステーション他

※記載情報・料金は2025年8月現在のものです。

月額利用料
以外の費用

SOMPOケア ラヴィーレ岸和田

フロアガイド



価格表 (1人あたり)

プラン	居室タイプ (30室)	前払金 (非課税)	月額利用料 (税込)	家賃相当額 (非課税)	プラン	居室タイプ (30室)	月額利用料 (税込)	家賃相当額 (非課税)
前払いプラン (85歳以上の方の場合)	20.15㎡ 21.02㎡	420万円	220,096円	58,500円	月払いプラン	20.15㎡ 21.02㎡	278,426円	116,830円